

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
グループホーム東安庭  
重要事項説明書

1 運営の目的

この説明書は、株式会社 三協メディケアが設置運営する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

2 事業の目的

事業者は、要介護者であって認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活のお世話及び心身の機能訓練サービスを提供し、安心と尊厳ある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るように支援することを目的とします。

3 運営の方針

事業者において提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容の沿ったものとします。

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- (2) 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について介護記録を開示し、わかりやすく説明します。
- (3) 適切な介護技術をもってサービスを提供します。また、利用者及び利用者代理人は本人の介護記録を閲覧できます。
- (4) 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- (5) 市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護老人保健施設、医療機関等との連携に努めます。
- (6) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (7) 事業者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

#### 4 グループホーム東安庭の概要

##### (1) グループホーム東安庭の住所地及び指定番号

事業所名	グループホーム東安庭
所在地	盛岡市東安庭1丁目23番70号
介護保険指定番号	No. 0390100642
施設規模	2階建ての1階 第1ユニット 定員9名 2階建ての2階 第2ユニット 定員9名

##### (2) 職員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりになります。

###### ①管理者 各ユニット1名

管理者は、業務の管理及び職員の管理を一元的に行います。

###### ②計画作成担当者 各ユニット1名（兼務を含む）

計画作成担当者は生活全般のアセスメント及び介護計画作成などのケアマネジメントを行います。

###### ③介護職員 各ユニット7名以上

介護職員は日常の介護業務及び清掃・炊事・配膳・洗濯等の付随業務を行います。

管理者(常勤)、計画作成担当者は介護職員を兼務します。

#### 5 利用定員

利用定員は18名です。

内訳 第1ユニット 9名

第2ユニット 9名

#### 6 介護の内容

(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりになります。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 日常生活上の中での機能訓練

(4) 相談・援助

#### 7 介護計画の作成

(1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に作成します。

(2) 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て行います。

- (3) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行います。

## 8 利用料金

- (1) 事業所の利用料金については、【別紙1】を参照してください。
- (2) 料金が発生する場合、毎月の精算とし、毎月10日までに前月分をご請求いたしますので、20日又は27日までにお支払いください。
- お支払い方法は、現金又は口座振替及び銀行口座振り込みです。

## 9 入退去に当たっての留意事項

- (1) (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者の対象者は、要介護者又は要支援2の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす方が対象になります。
- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
  - ② 自傷他害の恐れがないこと。
  - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去の対象となる場合があります。
- (3) 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うように努めます。
- (4) 入居申込者の入居に関しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の症状にある事の確認を行います。

## 10 施設利用に当たっての留意事項

### (1) 面会

面会時間は特に指定致しませんが、他の利用者の迷惑にならないようお気を付けください。また、感染症の流行などにより、面会を制限又は禁止をさせていただきます場合があります。なお、面会に際しては、職員にお申し出いただき、面会簿にご記入ください。

### (2) 外出・外泊

外出・外泊を希望される場合は、事前に職員にお申し出いただき、届出用紙にご記入ください。また、外出・外泊の時間や期間が変更になる場合は予めご連絡ください。

感染症の流行などにより、外出・外泊を制限又禁止する場合があります。

### (3) 飲酒・喫煙及び火気の取り扱い

事業所内での飲酒、喫煙及び火気の使用は禁止します。

飲酒につきましては、行事等により少量を事業所から提供する場合があります。なお、薬用酒等につきましては、職員にご相談ください。

### (4) 設備・備品の利用

- ① 設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分気を付けてご使用ください。

なお、設備・備品等を著しく破損又は汚染した場合には、修理代、クリーニング代等の実費を申し受ける場合もございますのでご了承ください。

②居室内は、基本的には利用者個人の管理にお任せいたしますが、衛生管理上問題があると判断した場合は、職員が立ち入る場合もございます。

(5) 金銭及び貴重品の持ち込み

金銭や貴重品の持ち込みは、できるだけご遠慮ください。

但し、やむを得ない事由による場合は、所定の手続きを経た後、事務室でお預かりいたします。なお、無断で持ち込まれた場合の盗難、紛失につきましては事業所では一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

(6) 外泊での受診

外泊時等に医療機関で受診する場合は、当事業所にも事前にご相談ください。

(7) 宗教活動

宗教活動については、信仰の自由を妨げるものではありませんが、勧誘や騒音等で他の利用者の迷惑にならない範囲とさせていただきます。

(8) ペットの持ち込み

ペットの持ち込みについては、職員にご相談ください。

(9) 消灯時間

原則、午後 9 時となっています。

## 1 1 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して介護サービスを受けていただくため、以下の項目に関しては、禁止事項としております。

(1) 営利目的の商行為

(2) 宗教の勧誘

(3) 政治活動

再三の注意にもかかわらず、これらの行為を止めない場合は、利用契約を解除させていただきます。

## 1 2 個人情報の守秘義務

(1) 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(2) 事業所のすべての職員は、就業時又は退職後も業務上知り得た利用者に関する一切の情報を口外いたしません。また、利用者に関する個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人又はその家族の同意を得るものとします。

### 1 3 苦情・ハラスメント処理

利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

#### (1) サービス内容に関する相談・苦情

##### 1、事業所のお客様相談・苦情窓口

相談・苦情窓口担当者 1階管理者 ○○ ○○・2階管理者 ○○ ○○

電話番号 019-604-3355

FAX 019-604-3356

2、受付日 通年

3、受付時間 午前8時30分から午後5時30分

(2) 事業所以外に、お住まいの市町村又は岩手県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

岩手県国民健康保険団体連合会 保健介護課 TEL019-604-6700

盛岡市役所 保健福祉部介護保険課 事業所指定係 TEL019-626-7562

他の市町村の方は夫々の介護保険担当窓口

### 1 4 衛生管理

(1) 事業所は必要な設備・備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。

(2) 事業所において感染症が発生又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 1 5 事故発生時の対応

(1) 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対して当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

なお、当事業所では損害保険会社と損害賠償保険契約を締結しております。

## 1.6 緊急時の対応

利用者の病状急変の場合は、かかりつけ医又は協力病院へ相談し適切な措置を講じます。  
また、症状の悪化が見られる場合も家族と相談の上、かかりつけ医又は協力病院と相談し、適切な措置を講じます。

協力医療機関 ※【別紙2】参照

## 1.7 非常災害対策

- (1) 事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用または取り扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時における対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとします。
- (2) 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携について定期的に職員に周知するものとします。

## 1.8 身体拘束

- (1) 事業所及び職員は、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、利用者、家族へ十分な説明をし、同意を得て行うことがあります。その場合は、その様態及び期間、その際の利用者の心身状況並びにやむを得ない理由及び経過を記録します。
- (2) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員にも周知徹底を図ります。
  - ②身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ③介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 1.9 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
  - ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）の設置
  - ②虐待防止のための指針の整備
  - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高

齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

## 2 0 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 2 1 情報の公表

- (1) 事業所において実施する事業の内容について、外部評価の結果及びその他の事業で提供するサービス内容を、事業所内に掲示し公表します。
- (2) 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用及び利用申込に資するものとし、利用者及びその家族(過去に利用者であったもの及びその家族を含む)のプライバシー(個人を識別しうる情報を含む)に係る内容は、これに該当いたしません。
- (3) 外部評価
  - ①提供するサービスの第三者評価の実施状況 (有・無)
  - ②実施した直近の年月日 令和 年 月 日
  - ③評価機関名 「特定非営利法人いわての保健福祉支援研究会」
  - ④評価結果の開示状況 (有・無)

## 2 2 その他運営についての重要事項

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「地域運営推進会議」という。)を設置し、概ね2か月に1回以上、活動状況を報告し、地域運営推進会議による評価を受けるとともに、地域運営推進会議から必要な要望や助言を聴く機会を設けます。
- (2) 事業所は、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、職員等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を実施します。

1、採用時研修 採用後1ヶ月以内

2、必要に応じた研修 随時

- (3) 事業所はこの事業を行うために、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録帳簿を整備します。
- (4) 事業所は適切な（介護予防）認知症対応型共同生活介護のサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (5) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。



令和 年 月 日

グループホーム東安庭の利用開始にあたり、利用者様に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明致しました。

又、本説明書により、個人情報の関係先への開示（業務上に限る。）はこれを了承いただきました。

事業者 所在地 岩手県盛岡市北飯岡 1 丁目 6-8  
名称 株式会社 三協メディケア グループホーム東安庭  
代表取締役 齊藤 哲哉 印

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業所から グループホーム東安庭 についての重要事項の説明を受けました。利用開始により同意します。

利用者 住所  
氏名 印

利用者代理人 住所  
氏名 印  
利用者との関係